

平成26年8月29日

各都道府県・広島市・長崎市  
原爆被爆者援護担当課（室）御中

厚生労働省健康局総務課  
原子爆弾被爆者援護対策室

### 医療特別手当の更新について

医療特別手当の更新については、今年度より、本年4月1日に施行された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第19号）」に基づき行われているところではありますが、その実施に当たり、地方自治体より照会が寄せられています。

また、今般その実施状況について調査を行ったところ、その結果は別紙1のとおりでありました。

今後の医療特別手当の更新手続きが適切に実施されるよう、地方自治体から照会のあった事項についての考え方（回答）を別紙2のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

なお、今般の医療特別手当の更新に当たり、医療特別手当を非継続とされた一部の受給者より、厚生労働大臣に対し不服審査請求が行われておりますが、その判断に当たっては、今回お示しした疑義照会への回答を踏まえつつ判断することとしています。処分庁におかれては、既に医療特別手当を非継続と判断した事例のうち、見直しが必要と判断されるものがある場合には、必要に応じ、既処分を見直す等の対応をお願い申し上げます。

## 平成26年度医療特別手当の審査状況

(別紙1)

平成26年7月末現在

都道府県名	審査対象者数	審査結果			
		継続	特別手当	未提出	審査中
北海道	15	14	0	0	1
青森県	1	1	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0
宮城県	8	8	0	0	0
秋田県	1	1	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0
福島県	1	0	0	0	1
茨城県	6	6	0	0	0
栃木県	6	6	0	0	0
群馬県	4	4	0	0	0
埼玉県	25	23	0	2	0
千葉県	36	34	1	0	1
東京都	138	106	32	0	0
神奈川県	85	56	24	1	4
新潟県	2	2	0	0	0
富山県	3	3	0	0	0
石川県	5	4	1	0	0
福井県	1	0	0	0	1
山梨県	5	5	0	0	0
長野県	1	1	0	0	0
岐阜県	5	5	0	0	0
静岡県	19	8	11	0	0
愛知県	34	28	6	0	0
三重県	7	7	0	0	0
滋賀県	6	6	0	0	0
京都府	18	17	0	1	0
大阪府	111	106	1	4	0
兵庫県	67	61	6	0	0
奈良県	13	13	0	0	0
和歌山県	3	3	0	0	0
鳥取県	4	3	1	0	0
島根県	4	4	0	0	0
岡山県	25	25	0	0	0
広島県	423	290	129	3	1
山口県	59	51	8	0	0
徳島県	0	0	0	0	0
香川県	20	16	4	0	0
愛媛県	20	18	2	0	0
高知県	1	1	0	0	0
福岡県	117	84	28	5	0
佐賀県	29	25	2	1	1
長崎県	161	114	47	0	0
熊本県	44	30	14	0	0
大分県	6	5	1	0	0
宮崎県	9	8	1	0	0
鹿児島県	12	12	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0
広島市	1,426	1,126	277	9	14
長崎市	634	611	9	8	6
合計	3,620	2,951	605	34	30

医療特別手当の更新に関する疑義照会への回答

本疑義照会においては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）を「法」と略称する。

(照会1)

悪性腫瘍・白血病に係る医療特別手当の更新に当たっては、原爆症の新規認定の際と異なり、①基本的に3年に1度提出される医師の診断書のみの限られた資料で判断すること、②審査を担当する自治体の体制に制約があること、③根治的治療後5～10年に亘る経過観察後の状況を判断すること等の事情に鑑み、主治医による後遺症等に対する治療が記載されておらず明らかに要医療性が認められない場合については、医療特別手当を非継続とするという取り扱いとしてよろしいか。

(回答1)

差し支えない。

(照会2)

悪性腫瘍・白血病の場合は、診断書提出時点で、5年ないし10年の経過観察期間を満了していない場合は、医療特別手当の支給を継続して良いか。

(回答2)

差し支えない。

(照会3)

平成26年7月10日付け事務連絡では、診断書に記載された認定疾病以外の疾病等については、法第11条第1項に規定するいわゆる「原爆症」の認定対象となり得ると考えられる場合に、当該他疾病等についても、「原爆症」の認定申請を行えることを教示するよう書かれているが、認定疾病が悪性腫瘍や白血病の場合において、他部位で悪性腫瘍が認められる等、再発が疑われる場合には、当該診断書を記載した医師に対して、再発の有無の確認を行い、再発の場合は、医療特別手当の支給を継続すべきと考えるが如何。

(回答3)

貴見のとおり。

(照会 4)

医療特別手当の更新時に提出する診断書については、法第12条第1項による指定を受けた病院又は診療所の医師が記載することとされているが、悪性腫瘍、白血病、心筋梗塞等の疾病では、認定当時の医療機関と、現在の経過観察や治療を行う医療機関が異なる場合がみられる。

受給者が認定疾病についての経過観察や治療を受けている病院又は診療所以外の診断書を提出した場合に、処分庁から実際に経過観察や治療を行っている病院又は診療所に対して治療状況等の照会を行い、認定疾病について現在も定期的に受診し治療を行っていることが確認できた場合は、医療特別手当を継続して良いか。

(回答 4)

差し支えない。なお、今後は、健康状況届の提出を案内する際に、受給者が実際に経過観察や治療を受けている病院又は診療所の診断書を提出するよう周知されたい。

(照会 5)

医療特別手当の更新時に提出する診断書において、主治医による認定疾患に関する受診状況の記載が「イ. 定期的に受診し経過観察中」又は「ウ. 定期的に受診はしていない」とされている場合においても、診断書に記載された「後遺症等」の「疾病名」及び「治療内容」からみて、医学的に妥当と判断される場合には、医療特別手当を継続して良いか。

(回答 5)

差し支えない。なお、医療特別手当の更新時に提出する診断書に、判断に必要な事項の記載がなされるよう、平成26年3月31日付け事務連絡等にて示した診断書の記載例について、別紙の通り、「悪性腫瘍、白血病」と「それ以外」の記載例に分けることにより充実を図ったので、適宜活用されたい。

様式第十号（第二十九条関係）

診 断 書（医療特別手当用）

氏名、 生年月日 及び居住地	●●●●●●●● 明治 <b>大正</b> 甲 女 郵便番号 ***-****
認定疾病 の名称(※1)	●●が 原爆症の認定証又は医療特別手当証書に記載された疾病名を記載して下さい。 再発の有無や治療の必要性がわかる腫瘍マーカーや画像所見等を記載してください。
認定疾病に関 する現症及び 検査所見	平成**年*月手術（現在術後*ヶ月）。画像（CT）上再発所見無し。 CEA**（平成*年*月*日検査） ・受診には入院中や訪問診療中の場合も含まれます。 ・認定疾病及びその治療によって生じたと認められる疾病（後遺症等）に対する治療が行われている場合も含まれます。
認定疾病 に対する 治療状況	認定疾病に係る受診状況（いずれかに○）(※2) ア. 定期的に受診し現在治療中 イ. 定期的に受診し経過観察中 ウ. 定期的な受診は行っていない 手術、放射線治療、化学療法等の根治的治療の詳細を記載して下さい。
	認定疾病に対して過去に行った主な治療（手術等） （手術等） ●●切除術 （実施時期） 平成**年*月*日
	現在行っている治療の内容（認定疾病に係る受診状況でアに○をつけた場合に記入） 認定疾病自体に対するもの 化学療法（***）平成*年*月*日～同年*月*日まで（*コース）施行中 現在（受診時）行っている治療について、使用薬剤名や時期を詳しく記載して下さい。
	認定疾病の治療によって生じた疾病（後遺症等）に対するもの （疾病名）好中球減少症 （治療内容）G-CSF製剤（***）注射 認定疾病の治療によって生じた疾病（後遺症等）についても、上記と同様に使用薬剤名や時期を詳しく記載して下さい。
	認定疾病以外 に関する 特記事項 ▲▲がんで手術。 原爆症認定を受けた疾病以外の疾病で、特記すべき事項があれば記載して下さい。特に、悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症、心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎・肝硬変、放射性白内障（加齢性白内障を除く）は、原爆症として積極的に認定する範囲に含まれていることから、これらの疾患が認められる場合は記載をお願いします。
以上のとおり、診 平成**年	医療機関の名称 **** 所在地 **** 医師氏名 ** **

記入上の注意等

(※1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項又は第24条第2項の認定に係る負傷又は疾病（本診断書では「認定疾病」とします。）の名称を記入してください。

(※2) 定期的な通院には、本診断書の記載のための受診を含みません。

